

京都市職員共済組合公告第19号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成20年3月25日

京都職員共済組合

理事長 星川茂一

第5条中「京都市公報に掲載して行ふ。ただし、臨時急施を要するときは、市の掲示場に掲示して行ふことができる。」を「京都市条例の公布等に関する条例の例による。」に改める。

第35条中「1,000分の1.825」を「1,000分の1.7」に、「1,000分の1.46」を「1,000分の1.36」に改める。

附則第2項中「1,000分の1.46」を「1,000分の1.36」に改める。

附則第6項中「平成19年度」を「平成20年度」に、「1,377円」を「2,151円」に改める。

附 則

1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。

2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(総務局人事部厚生課)